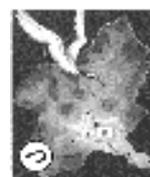




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年4月6日(金) 第9589号

目次

ページ

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施(産業政策課) 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の認証申請(県民生活課) 3
- 土地改良区連合役員の就任の届出(農村整備課) 4
- 宅地建物取引業法第67条第1項の規定による公告(住宅政策課) 4

監査委員公告

- 監査結果の公表 5
- 監査結果に基づく措置状況 10

落 札

- 落札者等の決定(文化振興課) 13
- 同(がんセンター) 14
- 同 14

■ 告 示

◎群馬県告示第119号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年4月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 館林市及び邑楽郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成30年5月8日	午前10時～午後3時	邑楽館林農業協同組合板倉カントリーエレベーター
平成30年5月9日	午前10時～午後3時	明和町役場車庫
平成30年5月10日	午前10時～午後3時	邑楽館林農業協同組合永楽支所
平成30年5月11日	午前10時～午後3時	大泉町公民館ホール
平成30年5月15日	午前10時～午後3時	大泉町公民館ホール
平成30年5月16日	午前10時～正午	邑楽町共同福祉施設
	午後1時～午後3時	邑楽館林農業協同組合西邑楽野菜集荷センター
平成30年5月17日	午前10時～午後3時	館林市立第六小学校体育館
平成30年5月18日	午前10時～午後3時	邑楽館林農業協同組合多々良支所
平成30年5月23日	午前10時～正午	邑楽館林農業協同組合あぐり北部店
	午後1時～午後3時	館林市赤羽公民館
平成30年5月24日	午前10時～午後3時	館林市役所北側車庫棟
平成30年5月29日	午前10時～午後3時	館林市役所北側車庫棟
平成30年5月30日	午前10時～午後3時	館林市役所北側車庫棟
平成30年6月4日	午前10時～午後3時	館林市役所北側車庫棟

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月6日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下仁田安中倉 渕線	富岡市上丹生字五分一2442番の1 3地先から同市同字千足2375番の 1地先まで	前	8.9~13.9	405.8
			後	10.4~15.6	406.4

◎群馬県告示第121号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、草津都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 施行者の名称 草津町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 草津都市計画下水道事業 草津町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和44年5月22日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 昭和51年群馬県告示第203号、平成21年群馬県告示第74号及び平成27年群馬県告示第49号の事業地を次のとおり変更する。
大字草津字滝尻原の一部を追加する。
 - (2) 使用の部分 昭和51年群馬県告示第203号、平成21年群馬県告示第74号及び平成27年群馬県告示第49号の事業地を次のとおり変更する。
大字草津字滝尻原の一部を追加する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年4月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年3月23日

- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人Cheer Smile Courage
 3 代表者の氏名 川田正美
 4 主たる事務所の所在地 太田市岩瀬川町358番地17
 5 定款に記載された目的 この法人は、自閉症スペクトラム、発達障害に代表される多様な特性のある本人とその家族に対して、本人がその地域の中で自立して人として豊かな生活を送れるよう支援する事業を行い、本人やその家族の生活の質の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成30年4月6日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
渡良瀬川下流	理 事	再 任	大野泰弘	館林市本町四丁目6番27号
	同	同	中里芳一	同 田谷町1179番地
	同	同	森田重男	同 羽附町1601番地
	同	同	半田一利	同 羽附旭町879番地
	同	同	二ノ宮行雄	邑楽郡板倉町大字海老瀬6441番地17
	同	同	小野田幸一	同 同 大字大高嶋1582番地2
	同	同	荒山江知郎	同 同 大字板倉1709番地1
	同	同	中里則親	同 同 同 1908番地
	同	同	栗原実	同 同 大字岩田883番地
	同	同	古橋泰治	同 同 同 2045番地1
	監 事	同	荒川充司	館林市当郷町193番地
	同	同	荒井敏	邑楽郡板倉町大字大荷場748番地

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地が確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により、公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当

該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成30年4月6日

群馬県知事 大澤 正 明

商号又は名称	代表者氏名	事務所の所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 a b 管理	石川晃	高崎市高関町357番地4	群馬県知事(3) 第6632号	平成27年5月18日

■ 監査委員公告

◎監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年4月6日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男
同 林 章
同 橋 爪 洋 介
同 星 名 建 市

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査対象機関 地域機関等49機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 6件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
女子大学 (平成30年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自動車税事務所 (平成30年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校 (平成30年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 生活文化スポーツ部

--	--

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
女性相談所 (平成30年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
近代美術館 (平成30年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (平成30年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 (平成30年1月18日)	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定により、分掌する行政財産である施設に自動販売機を設置する2者に対して行政財産の貸付を行い、契約に基づき行政財産使用許可事務取扱要領を準用し、使用者が負担する電気料を子メーターにより算定し徴収している。</p> <p>これら2者の負担する電気料について、平成24年4月から平成29年12月までの間に使用者が負担する電気料の算定を誤ったため、徴収すべき電気料が26,966円過小となった。</p>

(3) こども未来部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま学園 (平成30年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
発達障害者支援センター (平成30年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね学園 (平成30年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こころの健康センター (平成30年1月16日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>また、同条第2項において、支出命令者は、前項の規定により資金前渡職員が作成した前渡金精算書及び証拠書類により内容を確認した後、これに支出負担行為の決議書類を添えて会計管理者又は出納員に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、前渡金の精算について、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 緊急対応経費の前渡金精算書の記載に誤りがあった。</p> <p>(2) 平成29年8月4日に資金前渡された負担金1,000円及び同年9月21日に資金前渡された負担金6,000円について、事務監査日(平成30年1月16日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。</p> <p>(3) 平成29年9月7日に資金前渡された需用費2,000円について、同月8日にすべて支払われ、残額が0円となったが、前渡金の精算を行ったのは平成30年1月10日であり、114日遅延していた。</p>

(5) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林業試験場 (平成30年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
蚕糸技術センター (平成30年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水産試験場 (平成30年1月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産試験場 (平成30年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
計量検定所 (平成30年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
繊維工業試験場 (平成30年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (平成30年1月15日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>また、同条第2項において、支出命令者は、前項の規定により資金前渡職員が作成した前渡金精算書及び証拠書類により内容を確認した後、これに支出負担行為の決議書類を添えて会計管理者又は出納員に送付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成29年7月11日に資金前渡された負担金4,500円及び同年9月22日に資金前渡された負担金5,000円について、事務監査日(同年12月14日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。</p>

(9) 企業局

監査対象機関	監査の結果

(監査年月日)	
管理総合事務所 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻発電事務所 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地総合事務所 (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (平成30年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛工業用水道事務所 (平成30年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第一水道事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田山田水道事務所 (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部地域水道事務所 (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (平成30年2月9日)	(注意事項) 当該機関は、平成29年4月1日付けで職員被服等洗濯業務について委託契約(単価契約)を締結した。 委託料は、数量に契約単価を乗じて算出することになるが、当該機関が平成29年4月から同年11月分として業者から請求を受け、支出していた金額は、契約単価と異なる単価を乗じて算出されていたため、27,940円過小であった。
がんセンター (平成30年2月5日)	(注意事項) 当該機関は、平成29年4月1日付けで定期検便検査業務委託に係る契約(複数単価契約)を締結したが、次のとおり業務に必要な単価について一部不備があった。 (1) 検査の判定に応じて追加で実施する検査項目について、追加実施したにもかかわらず単価設定をしていなかった。 (2) 単価契約をした検査項目のうち、検査の判定に応じて検査項目の一部が省けるものがあるにもかかわらず、検査項目に対応した単価設定をしていなかった。
精神医療センター (平成30年2月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
小児医療センター (平成30年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部教育事務所 (平成30年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻教育事務所 (平成30年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根教育事務所 (平成30年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合教育センター (平成30年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
図書館 (平成30年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま天文台 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (平成30年2月8日)	(注意事項) 所得税法第204条第1項において、居住者に対し国内において同項第1号から第8号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならないとされている。 当該機関は、企画展会場で放映する動画の製作について、個人を相手方とした委託契約を締結し、委託料を支払ったが、支払の際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をしていなかった。
生涯学習センター (平成30年2月2日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
北毛青少年自然の家 (平成30年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(12) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋東警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

桐生警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (平成30年2月8日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

群馬県監査委員 丸山 幸男
同 林 章
同 橋爪 洋介
同 星名 建市

監 査 対 象 機 関	安中保健福祉事務所
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日（群馬県報第9579号）監査公表第1号
監 査 の 結 果	<p>（注意事項）</p> <p>群馬県収入証紙条例施行規則第15条第1項の規定により、地域機関の長は、毎月証紙消印実績簿に基づいて証紙消印実績報告書を作成し、歳入の区分に応じ、当該歳入の事務を所管する課長等に提出しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、群馬県調理師法関係手数料条例等の規定に基づき、平成29年10月13日に調理師の免許を申請する者4者から各1件計22,400円分の群馬県証紙が貼付された調理師免許申請書の提出を受けたが、当該申請書に係る証紙消印実績簿の作成に当たり歳入科目の記載を誤ったため、誤った10月分証紙消印実績報告書を作成し、当該免許申請に係る歳入の事務を所管する食品・生活衛生課長ではなく保健予防課長に提出した。</p> <p>その後、当該機関では、当該報告誤りに関して、食品・生活衛生課長に対しては11月分証紙消印実績報告書において当該未報告分を前月分漏れとして報告したものの、保健予防課長に対しては当該過大報告分を修正する報告をしなかった。</p> <p>その結果、事務監査日（平成29年12月15日）現在、県の一般会計の歳入が22,400円過大になっていた。</p>
講 じ た 措 置	<p>過大報告となっていた22,400円については、平成30年1月5日付けで保健予防課長に対して、平成29年12月分証紙消印実績報告書で修正する報告を行った。</p> <p>再発防止策として、証紙消印実績報告に当たっては、事業担当係及び総務担当係の複数の職員が確認を行うことを徹底し、チェック体制の強化を図った。</p>

監 査 対 象 機 関	農業技術センター
-------------	----------

監査結果の公表年月日	平成30年3月2日(群馬県報第9579号)監査公表第1号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県公有財産事務取扱規則(以下「規則」という。)第30条において、分掌者は、その分掌に係る行政財産の用途を変更し、又は廃止しようとするときは、用途を変更し、又は廃止しようとする理由及び時期等を記載した文書に係関係書を添えて決裁を受けなければならないとされている。</p> <p>また、規則第57条において、建物等を取り壊す必要があるときは、取り壊そうとする理由、取壊し後の措置、取壊しに要する経費の見積額等を記載した文書に係関係図面を添えて決裁を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、行政財産(建物)である野菜試験用ガラス温室ほか3棟の解体撤去工事契約を平成29年5月30日付けで締結し、同年7月31日に撤去を完了していたが、規則第30条及び第57条で定める決裁を受けるための手続を主務課に対して依頼していなかった。</p>
講じた措置	<p>解体撤去した野菜試験用ガラス温室ほか3棟については、主務課に対して群馬県公有財産事務取扱規則第30条の規定による財産の用途廃止及び同規則第57条による財産の取壊しに係る決裁の手続を依頼し、「行政財産の用途廃止」及び「普通財産の取壊し」についての決定通知を受けた。</p> <p>今後、同様の事案が発生した際には、主務課との連絡を綿密にし、遅滞なく手続を行うよう周知徹底した。</p>

監査対象機関	高崎産業技術専門校
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日(群馬県報第9579号)監査公表第1号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>地方自治法第232条の3において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。</p> <p>また、群馬県財務規則第64条第1項において、支出負担行為担当者は、支出負担行為をするときは、回議用紙又は物品購入等回議書により、支出負担行為の決議をするものとするとしている。</p> <p>当該機関は、平成29年4月1日から同年9月30日までをリース契約期間とする物品のリース契約を同年4月1日に締結し、リース契約期間満了後に当該物品を購入する予定であったが、事務監査日(同年11月30日)現在において、当該物品の購入に係る必要な手続を行っていないかった。</p>
講じた措置	<p>当該物品については、購入に係る必要な手続を行った。</p> <p>また、設備のリース期間や契約関係の進捗状況等の所属内での情報共有及び確認を徹底し、再発の防止に努めることとした。</p>

監査対象機関	吉井高等学校
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日(群馬県報第9579号)監査公表第1号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第41条において、収入調定者は、調定した歳入で当該年度の出納閉鎖期日までに収納にならなかったものは、当該出納閉鎖期日の翌日をもって翌年度の調定額に繰り越さなければならないとされている。</p> <p>また、同条第2項において、前項の規定により繰越しをした歳入で、なお当該年度の3月31日までに収納にならなかったものは、翌年度の初日をもって同年度の調定額に繰り越さなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成21年度授業料に係る収納未済額について、平成29年3月31日までに収納にならなかったにもかかわらず、平成29年度の調定額への繰越しの手続を事務監査日(同年10月31日)現在行っていないかった。</p>

講 じ た 措 置	繰越し手続を行っていなかった収納未済額については、事務監査後、直ちに繰越調定を行った。 今後は再発防止に向けて、歳入の会計年度及び関係法令の確認を徹底し、所属内での共通認識を持つとともに、チェック体制の強化を図り適正な事務処理に努めることとした。
-----------	--

監 査 対 象 機 関	富岡東高等学校
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日(群馬県報第9579号) 監査公表第1号
監 査 の 結 果	(注意事項) 地方自治法第238条の4第7項において、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。とされている。 また、群馬県行政財産使用料条例第2条において、行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならないとされている。 当該機関は、分掌している教育財産である土地に設置される電気事業用の本柱1本及び支線2条に対する使用許可を行ったが、当該本柱1本には支線が3条設置されており、支線1条について土地の使用許可が行われておらず、使用料も徴収していなかった。
講 じ た 措 置	使用許可されていなかった支線1条について、使用許可手続を行い使用料を徴収した。 今後、関係法令に基づいた適正な教育財産使用許可業務を遂行するよう周知徹底した。

監 査 対 象 機 関	高崎高等特別支援学校
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日(群馬県報第9579号) 監査公表第1号
監 査 の 結 果	(指摘事項) 当該機関は、平成28年4月1日付けで、契約期間を同日から平成33年3月31日までとする警備業務委託契約を締結した。 同契約第5条第1項において、乙(受託者)は、毎月15日までに前月に実施した委託業務に関する委託料請求書を甲(委託者(当該機関の校長))に提出するものとされ、同条第2項において、甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとされている。 乙は、毎月15日頃までに前月に実施した委託業務に関する委託料請求書を当該機関に提出していたが、当該機関は平成28年度における平成28年11月分から平成29年1月分の3箇月分及び平成29年度における平成29年4月分から同年7月分の4箇月分の委託料を契約条項に定められた期日までに支払いをしていなかった。
講 じ た 措 置	今後は、支出の失念を防止するため、契約条項等の確認を徹底するとともに、複数の職員による支出状況の確認など所属内でのチェック体制をより強化し、適正な事務処理に努めることとした。

監 査 対 象 機 関	藤岡土木事務所
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日(群馬県報第9579号) 監査公表第2号
監 査 の 結 果	(注意事項) 群馬県財務規則第190条第1項の規定により、物品を購入するときは、予定価格が10万円以上の契約をするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされ、群馬県財務規則運用通知(平成12年3月31日会第28

	号)により、一度で結ぶべき契約を数回に分けて同項第1号の規定を適用させることのないようにすることとされている。 当該機関は、物品の購入に当たり、2回に分けて発注したため、契約予定金額の合計額が149,040円であるにもかかわらず、3人以上の者から見積書を徴することなく契約を締結していた。
講 じ た 措 置	再発防止に向けて、物品等の発注に当たっては、計画的な発注に努め、一度に契約できるものは一括して発注するよう所属内で徹底することとし、関係法令等を遵守した契約事務を行うこととした。 また、歳出に係る関係法令等の習得及び周知に努め、複数の職員による確認を徹底していくこととした。

監 査 対 象 機 関	公益財団法人群馬県馬事公苑
監査結果の公表年月日	平成30年3月2日（群馬県報第9579号）監査公表第3号
監 査 の 結 果	(注意事項) 当該団体は、平成28年度群馬県馬事公苑管理馬用配合飼料購入契約（単価契約）を業者と締結し、1キログラム当たりの単価を定めた。 当該契約に係る支出において、当該団体は、契約単価と異なる単価で算出された請求書を収受し支払ったため、支払額が計23,328円過大となった。
講 じ た 措 置	配合飼料購入契約に係る支出については、契約の相手方に了解を得たうえで、平成29年9月分支払（同年10月31日支払）において、過払金23,328円を差し引いた額を支払うことで相殺を行った。 今後は、関連書類との整合性を確認し、適正な支払事務を行うよう徹底することとした。 また、県として、当該団体に対し、支払事務について定期的に検査・確認を行い、指導していくこととした。

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月6日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県立近代美術館及び群馬県立館林美術館で使用する電気 年間予定使用電力量 4,837,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県生活文化スポーツ部文化振興課 前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 5 落札金額 81,389,376円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年1月26日

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月6日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 落札に係る特定役務の名称 群馬県立がんセンター建物清掃及びごみ収集業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局総務課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 東洋ポリーズ株式会社 群馬県桐生市巴町二丁目8番地1号
- 5 落札金額 196,020,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年2月2日

次のとおり落札者を決定した。

平成30年4月6日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 臨床検査機器賃貸借及び臨床検査機器用検査試薬の調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 共同企業体OAS代表東邦薬品株式会社 群馬県高崎市上並榎町378番地
- 5 落札金額 144,406,341円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年2月2日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111